

浄化槽撤去助成額が変わります

浄化槽から下水道・農業集落排水への切替え接続に対して
浄化槽撤去助成金を5万円→9万円(上限)に変更

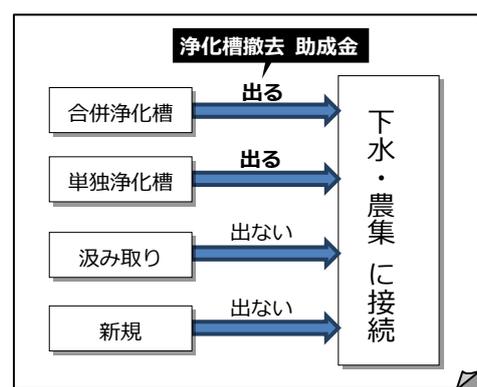
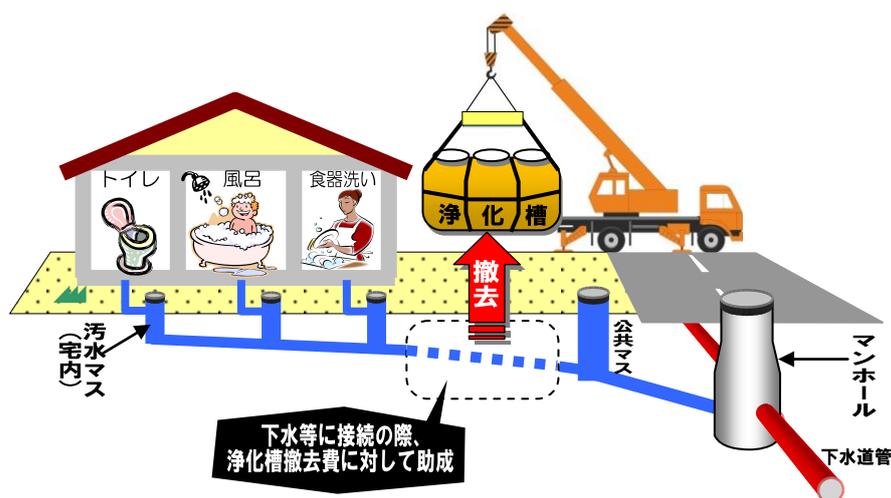
助成内容 (平成28年4月1日から適用)

浄化槽 (合併浄化槽・単独浄化槽) から下水または農集に切替え接続する際の浄化槽撤去費用に相当する額に対して9万円 (上限) を助成する

※新築の場合また汲み取りから下水等への接続の場合は、浄化槽撤去が無いいため助成金が出ません。

※宅内排水設備は市指定工事店による施工でなければなりません。下水等への接続をお考えの方は市指定工事店名簿を郵送しますので下水道課までご連絡ください。

※その他ご不明な点がございましたら、下水道課までお問い合わせ下さい。



問合せ先
上下水道部下水道課
TEL029-897-1111 業務係